

代替養育を必要とする児童数の推計

■ 1 代替養育を必要とする児童数について

代替養育を必要とする児童数は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数」と定義されます。

この考えに基づき、以下のとおり代替養育を必要とする児童数を算定します。

代替養育を必要とする児童数

$$\underbrace{\text{前年度末の措置児童数} + (\text{新規措置児童数} - \text{退所児童数})}_{\text{必須要素}} + \underbrace{\text{潜在需要} - \text{予防的支援での家庭維持見込数}}_{\text{付加的要素}}$$

(1) 必須事項（在籍児童数）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	30,847	30,784	30,909	30,864	30,764	30,637	30,489
相談件数	901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
新規措置児童数	17	19	20	21	22	23	24
退所児童数	-	20	19	20	20	20	21
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108

○推計方法

- ・ 児 童 人 口：『子ども・若者総合計画』における児童人口推計を基に算出。
- ・ 相 談 件 数：人口に対する相談件数の割合を算出し、東京都における児童人口に対する相談件数の伸び率 1.041 を乗じたうえで、その割合を児童人口に乗じて推計。
- ・ 新規措置児童数：相談件数に対する新規措置児童数の都における割合 0.021 を乗じて推計。
- ・ 退 所 児 童 数：在籍児童数に対する退所児童数の都における割合 0.198 を乗じて推計。
- ・ 在 籍 児 童 数：前年度在籍児童数＋新規措置児童数－退所児童数で推計。

(2) 潜在需要数

潜在需要数は、在宅指導中の児童のうち、施設・里親等を利用することができなかった児童数を推計し、潜在需要数とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談件数	901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
在宅指導中の児童数	89	93	97	101	104	108	112
潜在需要							
施設	3	3	3	3	3	3	3
里親	1	1	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4	4	4

○推計方法

- ・相談件数：(1) 必須事項と同数値。
- ・在宅指導中の児童数：令和5年度の、相談件数に対する在宅指導中の児童数の都における割合 0.099 を相談件数に乗じて推計。
- ・潜在需要：在宅指導中の児童のうち、施設・里親を利用することができなかった児童の都における割合（施設：3.00%、里親：0.69%）を乗じて推計。

(3) 予防的支援での家庭維持見込数

親子再統合支援事業を実施することにより、潜在需要数の中から実親家庭の養育を維持することができる数を推計します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在宅指導中の児童数	89	93	97	101	104	108	112
親子再統合支援事業の実施件数	-	15	15	16	17	18	19
事業実施による家庭維持見込割合	-	16.1%	15.5%	15.8%	16.3%	16.7%	17.0%
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1

○推計方法

- ・在宅指導中の児童数：(2) 潜在需要数と同数値。
- ・親子再統合支援事業の実施件数：令和6年度親子再統合支援事業の実施見込件数を推計。
- ・事業実施による家庭維持見込割合：親子再統合支援事業により家庭維持ができる割合を推計。
- ・予防的支援による家庭維持見込数：潜在需要数に事業実施による家庭維持見込割合を乗じて推計。

以上より、代替養育を必要とする児童数は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108
潜在需要数	4	4	4	4	4	4	4
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1
代替養育が必要な児童数	-	101	102	103	105	108	111

○年齢区分別推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	101	102	103	105	108	111
3歳未満	13	13	13	13	14	14
3歳以上就学前	16	16	16	17	17	18
学童期以降	72	73	74	75	77	79

■2 里親等委託率及び児童数の推計

(1) 里親等委託児童数及び委託率

代替養育を必要とする児童数の推計を踏まえ、各年度における年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。当区の里親等委託率は、令和5年度時点で32.3%となっています。里親委託推進に向けた取組を行うことで着実に委託率を増やし、令和11年度末に38.7%となることを目指します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	3 23.1%	3 23.1%	4 30.8%	4 30.8%	4 30.8%	5 35.7%	5 35.7%
3歳以上就学前	9 56.3%	10 62.5%	10 62.5%	10 62.5%	11 64.7%	11 64.7%	12 66.7%
学童期以降	20 28.6%	21 29.2%	21 28.8%	23 31.1%	24 32.0%	25 32.5%	26 32.9%
合計	32 32.3%	34 33.7%	35 34.3%	37 35.9%	39 37.1%	41 38.0%	43 38.7%

(2) 必要となる里親数

令和6年2月時点の東京都における全ての里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約38.5%であったことから、里親等への委託の実現には、約2.59倍の登録家庭が必要となります。里親宅への措置（委託）は、豊島区内の里親だけでなく、東京都内の里親にも行われることから、豊島区のみならず、東京都内の自治体において里親等登録数を増やす取組みを行いつつ、未委託里親の解消を行うことが必要です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託児童数	35	37	39	41	43
里親等登録数	91	96	101	106	111

■ 3 施設で養育が必要な児童数の推計

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	10	9	9	9	9	9
3歳以上就学前	6	6	6	6	6	6
学童期以降	51	52	51	51	52	53
合計	67	67	66	66	67	68

代替養育が必要な児童数は今後も緩やかに増加する見込みです。

引き続き里親等への委託を推進していくために、里親等の登録数を増やし、児童にとって最善の利益を保障する里親等への委託を担保していく必要があります。一方で里親等への委託の結果、不調に終わる児童や児童の状況に合わせたケアを行うために、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。